

# 平成28年度市町村派遣研修生について

## 1 経緯

(1) あいち電子自治体推進協議会は、県及び県内市町村で構成し、共同でシステム開発、運営等を行っており、協議会の設立準備段階から市町村実務研修生を派遣していただいている。

また、平成15年のあいち電子自治体推進協議会設立後は、事務局を愛知県振興部情報企画課に置き、県職員及び市町村実務研修生により事務処理を行っている。

(2) 設立準備時は1名、協議会設立後は、業務量により3名から5名の範囲で派遣していただいている。

(3) 平成16年度第4回幹事会で、市町村実務研修生の派遣ルールが承認された。

(4) 市町村合併が進んだことにより、ブロック内市町村数の偏りとブロックによる派遣実績の偏りが生じたため、市町村実務研修生の派遣ルールの見直しを行った。

(平成21年度第2回幹事会承認 平成21年9月2日開催)

## 2 平成28年度派遣ブロック

ブロック区分	市町村名（予定）	備考
尾張	江南市(H27、H28年度)	2年目（継続）
	豊山町(H28年度)	新規
海部	飛島村(H28年度)	新規
西三河	知立市(H28、H29年度)	新規

### 【あいち電子自治体推進協議会 派遣ルール】平成21年度第2回幹事会承認

#### (1) 派遣団体

ア 原則として地域ブロックのローテーションとし、該当のブロック内団体から派遣するものとする。

イ 偏りが解消されるまでの間、原則として尾張地区3名、三河地区1名の派遣とする。

ウ ブロック内のすべての団体が、派遣ルールにより派遣が終了した場合は、当該ブロックをローテーションから除く。

#### (2) 派遣期間

ア 原則として、市は2年間、町村は1年間又は2年間とする。

イ 市の事情により派遣期間が1年間となる場合は、同一ブロック内の団体で2年間継続するものとし、派遣期間が1年の場合は、別途アの派遣期間を満たすこととする。

ウ 上記ア及びイは、平成16年度第4回幹事会に承認された派遣ルール以降においても適用する。

#### (3) 派遣ローテーション

別添の派遣ローテーションによることとし、協議会事務局の業務量により、市又は町村から派遣することとする。

#### (4) ブロック内の派遣ルール

各ブロックにおいて定めるものとする。

【別表】研修生派遣状況及び今後の予定

ブロック名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
尾張				東郷町	→		稻沢市	一宮市	→
海部			美和町	蟹江町		津島市	→		愛西市
知多	大府市		東海市	→			半田市	→	
西三河		西尾市			岡崎市	→		安城市	→
(豊田加茂)						豊田市			
東三河			豊橋市	→	豊川市	→	蒲郡市	→	
(新城設楽)					作手村	東栄町			新城市
派遣団体数	1	1	3	4	4	5	4	4	4

\* 新城設楽ブロックは、派遣ルールの見直し以前に、ブロック内の取り決めで平成 22 年度の派遣団体を設楽町に決定していたため、設楽町からの派遣。

ブロック名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
尾張	瀬戸市	→	春日井市	→	犬山市	→	豊山町	(派遣)
海部	→	弥富市	→	長久手市	→	江南市	→	(派遣)
知多		阿久比町	常滑市	→	東浦町		大治町	飛島村
西三河			碧南市	→	刈谷市	→	知立市	→
(豊田加茂)								
東三河	田原市	→						
(新城設楽)	設楽町							
派遣団体数	4	4	4	4	4	4	(4)	(4)

\* 平成 27 年度から、豊田加茂ブロックと西三河ブロックを統合して西三河ブロックとし、新城設楽ブロックと東三河ブロックを統合して東三河ブロックとなった。